

平成27年度 第1回 橿原市男女共同参画審議会会議録

日 時 2015(平成27)年11月25日(水) 10時～12時

場 所 橿原市役所 4階 委員会室

出席委員 蘆村修委員、石井誠一委員、上田敏一委員、大北かずすけ委員、桐山吉子委員、島本郁子委員、鈴木衣代委員、森嶋良一委員、槇村久子委員、榊谷佐千代委員、山中文代委員

欠席委員 朝岡直美委員 (五十音順)

出席者 岡崎副市長、吉本教育長、鶴田市民文化部長、松村市民文化部副部長、藤井福祉部副部長、村井健康部副部長、立辻危機管理課長、吉住人事課長補佐、北場市民協働課長補佐、奥村市民課長補佐、中川産業振興課長、高瀬福祉総務課長補佐、井原こども未来課長補佐、樋上介護保険課長補佐、門長学校教育課長補佐、安達人権教育課長補佐

事務局 青木人権政策課長、北村人権政策課長補佐、中川人権政策課男女共同参画係長、大場人権政策課主査

傍聴者 なし

議 題 ①橿原市男女共同参画事業報告及び事業計画について
②「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成26年度実施状況報告について

(司会)

【副市長挨拶】

【審議会委員紹介】

【資料確認】

(議長)

それでは議題の1ですが、橿原市男女共同参画事業報告及び事業計画について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

【平成26年度男女共同参画推進委員会及び審議会で議論になった項目とその対応状況について】の説明

【① 橿原市男女共同参画事業報告及び事業計画について】の説明

(議長)

ありがとうございます。橿原市さんはいつも拝見しておりますと大変わかりやすく、丁寧な資料作りをいただいております。今、資料3と資料1の説明をいただきましたので、これにつきましてご意見やご質問をいただきたいと思います。これ素敵ですね。実務担当者部会の「ワーク・ライフ・バランスを実現するた

めのコツ」、「DV 庁内対応マニュアル」は大変労作だと思っております、他の市町村にご紹介してもよろしいでしょうか。資料につきましても26年度から継続のものもありますし、新たに始めているものもあります。4ページのところですが、広報かしはら11月号で男女共同参画推進団体の紹介とありますが、その男女共同参画推進団体というのは、どういう風な構成で、いくつぐらいあるのでしょうか。

(事務局)

男女共同参画推進団体につきましては、駅前にあるナビプラザの4階で、利用していただく際に申請をしていただきます。5階のボランティアセンターと同じような申請をしていただくことによって4、5階を使えるという形になっております。申請をしていただくことによって4階の男女共同参画広場を使用していただく、連絡ケースを十分に使用していただく、また作られた作品を壁面に展示していただくといった形で利用していただいております。また団体につきましては20数団体の登録がございます。

(委員)

資料3でB評価からA評価に上がったものというもので、男女共同参画広場の相談機能の充実で男女共同参画広場はナビプラザの4階でできておまして、女性による女性のための面接相談が126件、5年前から2倍くらいに増えております。市役所には入りにくいということもありまして、ナビプラザは非常に交通の便が良いから入りやすい。人目にもつかないということで非常に良いなと思います。今、青木課長からありましたように女性の活躍のされる場が非常に増えております。

(委員)

なかなか精力的に橿原市はなさっていますので、感心させていただいております。話は変わりますが今日から犯罪被害者週間が1週間全国で開催されます。私どもの犯罪被害者支援センターと警察と奈良県の協賛で郡山城ホールで今週の金曜日の午後から県民のつどいがございます。犯罪の被害を受けた人が講演されまして充実した会を催しておりますのでご参加いただきたいと思っております。精力的にこのDV対応マニュアルを作っておられ、カラーで見せていただいておりますが、5ページにある暴力を受けた時のマニュアルが書いてありますけど、もしできることなら、今度作られたときはなら犯罪被害者支援センターの名前を入れてもらえたらありがたいなと思っております。必要となれば冊子を持ってまいりますのでよろしく願いいたします。

(議長)

犯罪被害者センターはどこにありますか。

(委員)

奈良の近鉄駅前にあります奈良県経済クラブの4階にあります。相談の専用電話0742-24-0783があります。また性被害に関する専用電話を設置しておりますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

犯罪被害者の部分につきましてこちらの部分に入れさせていただく方向で進めたいと思っております。

(委員)

ナビプラザに月曜日と火曜日に相談の部屋を貸していただいております、相談員が常駐しておりますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

人権係の方で担当しております犯罪被害者支援の相談をさせていただいております。

(委員)

私ども相談員は養成講座を受講して80名近くおります。養成講座も50時間の座学を勉強して、実習した後、資格を与えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(委員)

事務的なことで95ページの事業評価が抜けているのはミスプリですね。資料2です。

(議長)

それは次の議題にしようと思っておりましてので。95ページですか。

(委員)

事業評価の欄が空白になっています。

(委員)

資料3のところで説明いただきましたA評価からB評価に下がったものとして、男性の意識改革があるのですが、私は労働組合と社会福祉協議会から参加させていただいておりますが、私の職場は、目の前にある県立医大でございまして多くの女性スタッフが働いております。本当に頑張らせていただいている中、私ども男としてもスタッフを支えていく中で、男性の意識改革の項目がAからBに下がってしまったのは非常に残念に思います。今後ともこの啓蒙活動をしっかりやっていただいて、男性の意識改革をAの方に上げていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(議長)

この男性の意識改革に絡まる事業とかありますでしょうか。

(事務局)

資料1の6ページをご覧ください。男性のエンパワメント支援という形で、27年度でしたら「パパカメラマン誕生」であったり、「パパとママいっしょに考えよう こどもの未来とこれからのライフプラン」ということで男性の方にも参加していただける講座をさせていただいております。7ページには夫婦で参加できるセミナーということで「いい夫婦セミナー」をさせていただいております。以上が男性に特化した事業になっています。

(議長)

意識評価が下がったのがどういう風に数字がとれたのかわかりませんが、最近では男性が抱っこ紐しながらという姿が普通にみられますよね。大阪でイクメンの写真展が6、7年目なんですけど、始めはおんぶ、抱っこしている、ベビーカーとか色々あったんですが、最近では当たり前になってきましたね。

次に資料2の平成26年度の橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版実施状況報告書に移らせていただいております。事務局から説明お願いいたします。

(事務局)

【橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成26年度実施状況報告について】の説明

(議長)

実施状況報告書では昨年度と変わった点についてご説明いただきまして、また最後のページの検証指標につきましては目標値を達成した点についてご説明いただきました。

(事務局)

先ほど委員よりご指摘いただきました95ページの総合評価の項目が抜けているということで、これはB評価でございます。申し訳ございませんでした。

(議長)

95ページで総合評価が白い欄になっておりますが、ここがBということですね。総合評価基準について、Aが十分達成している、Bがある程度達成しているが一部課題が残る、Cが達成不十分であり改善を要する、Dが達成にはほぼ遠く、事業の見直しを要するという評価ですね。これは絶対評価ではなくて、昨年度と比較してされているんですか。目標値が絶対評価なのかどうか、そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

事業報告を各課の方で取りまとめていただきまして、自己評価という形で各課にあげていただいています。昨年度の評価が基準になり、昨年度に実施された事業と26年度とどうかということで担当の部署で書いていただいております。

(委員)

一番最初にあった男性の意識改革がAからBになったと書いてありますが、これはこちらでなされる事業がパネル展示だけで講座をやらなかったということで、男性の意識改革がBに下がるのは厳しすぎるのではないですか。男性自身の意識改革が悪くなったわけではなくて、講座をやる機会がなくてパネル展示をやっただけであったということでしょうね。これはアンケート調査をされてないわけですし、簡単にAからBに下げるのは樫原市としてもよくないのではないですか。決して意識が悪くなったわけではなくて、行事ができなくなったということだと思っております。

(事務局)

常々、男性の方々に多く参加していただけるよう、講座内容を考えさせていただいているのですが、実際、子どもと参加の講座については、参加していただけるのですが、なかなか男性のみを対象としますと、参加しにくく、男性の参加率が悪いのが実情です。担当課としましても、いかに男性が参加しやすく、講座の中で男性も家事、育児、介護に参画し、意識改革にもつなげていきたいと考えております。

(委員)

余談なことですが、土曜日に社会福祉センターに行きましたら、たくさんの方が集まって、どの部屋も何か講座をやっている埋まっています。男の方、年配の方もたくさんいらっしゃいますので、そういう人達を巻き込むような形で集められたらいいと思います。

(事務局)

男性の方でも眠っている人材は、たくさんいらっしゃると思います。退職された方、高齢の方々に対し、地域や家庭への参画を促す意識改革になるような講座を企画していきたいと考えております。

(議長)

資料を拝見しますと、結構、事業されているなと思いました。今後、意識調査もされるので数値を取ってみてはと思います。

(委員)

委員がおっしゃった同じ男性の意識改革ですが、送ってきていただいて見たときにAからBになっていたのですごくショックでした。男女共同参画社会は男性ばかりの問題ではなくて、女性の問題でもあるわけですが、今ご説明を聞きましたら、平成25年度は自治会への出前講座があった、26年度はそれがなかったということで、25年度は自治会から申し出があったんでしょうか。26年度は申し出がなかったの、講座はなかったということなのか。もし良ければこちらから自治会に働きかけるといのは大変大事な事かなと思います。難しい問題はいっぱいあるとは思いますが。

(事務局)

平成25年度につきましては、自治会の方から出前講座をやってほしいとの依頼を受けさせていただきました。今年度の依頼はなかったのですが、担当課としましては、市で実施するセミナーに来ていただくのを待っているだけではなくて、今後は地域に向けた出前講座等を実施していければと考えています。

(議長)

施策の方向が男女共同参画を進めるための教育・学習の推進というところでは学習の機会が減ったかもしれない。主な事業が男性の意識改革というのがもっと上にくるのではないですかね。

(委員)

男性もひとくりにされるのも、年齢によって違ってくると思います。奈良大学で男性の学生にアンケート調査を行いますと、男は仕事、女は家庭と全く考えてなくて新しい考え方でいるようですので、65を過ぎ方の意識改革は難しいかもしれないですね。誰を対象にしておられるのかなと思います。自治会は大体、高齢者で形成されていることが多いと思いますので、対象を分けるとかされたら良いと思います。

(委員)

男性は感情表現が下手というか、女性は表現が豊かですよね。男女共同参画広場に行くとみんな前向きに活動されています。男性も感情を豊かに見習うところがたくさんあると思います。

(議長)

この男女共同参画を進めるための教育・学習の推進も年齢別にやった方が効果があるのではないかと思います。

(委員)

私は2年目ですので、今回は発言を控えようかなと思っていたんですが、26ページの介護保険課が主に取組んでいる内容ですが、介護ボランティア養成事業の実施ということで、ちなみに26年度私は男性2人の内の1人でした。実際に動いているのは私の1人か2人と聞いています。27年度は2, 3回研修に参加したんです。男性が増えて4, 5人だったと思います。橿原市の介護保険課がやっている介護サポーター制度という名前ですが、時々名札付けて市の行事に参加してもこれは何ですかという質問を受けて、あんまり周知されていないと思うんです。ちなみに27年度の養成講座の実施状況を教えていただきたいです。27年度に市民協働課が初めて取組まれました消費者リーダー養成講座を受けました。15, 16名の内男性は私の一人だけでした。26ページの一番下を書いてありますが、継続的支援が本当に必要です。単発単発で終わっているんです。県の研修で認知症サポーターについて、国から何百万という設定でやっているけど結局何もしていないんじゃないかと。予備軍も含めて認知症が800万人あるのに、数字ばかり踊っていて、実態として何も動いていない。私は活動してくれとも言われたこともないし、サポーターになって初めてそれらしいことはしていると思うんです。

(事務局)

男女共同参画の行動計画実施状況の報告につきましては、にじプランに掲げております計画の施策体系に基づいて項目を上げさせていただいております。それに対して各担当部署から挙げております。介護ボランティアにつきまして、数年前から実施しております事業で各老人施設の方に行っていただいて、入所、通所されておられる方に支援していただいていると思います。

(市民文化部副部長)

市民協働課が消費生活センターを所掌させていただいておりますが、今年から始めました消費者養成講座にご参加いただきましてありがとうございます。計6回終わりました、修了証もお渡しさせていただきました。今後も受講していただいた方々に次年度以降も地域で関わる消費者活動に色々ご協力いただきたいということで、ご希望いただいた中でデータベース化させていただいて、今後の活動にご参加していただきたいと思います。女性の参加者の方が多いですけども、男性の方々が若干いらっしゃるという報告を受けております。やはり消費にかかわるのに男女関係ございませんので口コミ等々で男性の方々も増えていただきたいと思います。

(副市長)

大人の世界は様々な課題があることを承知しております。今、ご提案ありましたように様々な講座で対策をするということも承知しておりますが、残念ながら興味のある方しか来られないんですね。興味のある方はどんどん来られる、興味のない方は誘ってもなかなか来られないという現実がございます。分野は違います

が、スリランカで喉の癌が増えているのはタバコに似た植物を嚙んでいるかららしいです。それをいくら言っても治らない。ある地方でそれだったら言わないで、子どもに教育しようと。学校で毎日、プリントを家に持って帰らした。家からお父さんこんなことしたら駄目だということで続けたら、受診件数が上がって、発症件数が減ってきたということです。学校で強制的に駄目だということをやりますので、繰り返したら全員が学ぶこととなりますので息の長い取り組みかもしれませんが、今、小中学校で様々なことをやっております。あと癌、危険薬物、禁煙教育など大人の世界ですが子どもの時から繰り返し教える、子どもから大人へ家に帰って言うことで間接的な効果があるのかなと思ひまして、小中学校では気の長い取り組みを進めて参りたいと思っております。

(議長)

小さいときから色々な面で重要なことだと思います。先ほどのお話の中で消費者、認知症、介護の問題はこれから人口減少していく中で、みんなが関わっていかないとできない。今までは女性の人でということが普通でしたが世代別にすることも大事だし、実際、自宅の中で男性が介護者になる場合もありますし、親に対しても男性が介護者になる場合もありますので、その地域や家庭の中で男性のものも重要になってきています。男性の意識改革よりもより具体的なことが必要なのかなと思っております。もし担当課の方がおられれば教えていただけますでしょうか。

(介護保険課長補佐)

介護ボランティアのところにつきましては、資料を持ち合わせておりませんので申し訳ありません。認知症サポーターにつきましては、委員さんがおっしゃるとおり100万人という目標を掲げられて、サポーターを養成しておりますが、数年前に達成されております。認知症サポーター養成の目的自体が認知症の病気がどういったものか、高齢化による脳の病気であってみんながなりうる病気であるというのを知っていただき、従来の認知症に対する偏見をなくすというものです。

(委員)

さきほど、委員が講座を受けられて、非常に関心をお持ちになっておられますが、講座を続けた時にパネルディスカッションなどの時間を設けて委員のような方が、実際に講座を受けてどうであったか、そしてその方を中心に輪を広げていかれたら、きっとその方の周りにたくさん関心をもった人がいますし、この人がやるんだったら私もできるんじゃないかと言って、貴重な資源だと思いますので、その人を核にして徐々に広がっていくのではないかと思います。男性がたくさん時間のある方がいらっしやって、みなさん仕事をしておられましたから、社会のしくみをご存知ですので、そういう方をグループに入れられたら発展していくのではないかなと思います。

(委員)

介護ボランティアに私は参加していませんが、立ち上げの時に議員で議会のほうでさせていただいて、その中でも何人か男性の方も参加してやっていただきたいということで関わりはさせていただきました。あと料理教室ということで今年も千葉へ別件で行かせていただいております、教室を開くときに料理教室とするとほとんど男性は来なかった、しかし男のための料理教室としたらたくさんの男性の方がこられた。その来られた男性の方が今もボランティアとして活躍していただいているという形があります。そういう中でさきほど言われたように、ひとつの事業をされる場合にも切り口によって集まり方が変わってくるのかなと感じています。消費者ボランティアに関しても、樫原市で関わっているボランティアもありますが、特に男性の方、女性の中に入って男性の方が一生懸命頑張っている消費者グループがあります。そのグループに聞きますと男性を褒め称えていると。女性の方が怒らない、けなさないということを特に注意されていらっしやって、男性が伸び伸びとさせて、グループ内で飲み会もできるというようなグループであるなら長続きして喜んで

力を発揮されているということも聞いておりますので、そういうことも含めた中で考えていただいたら上手くいけるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

教えていただきたいのですが、戻って申し訳ないですが、資料1の9ページ、新規事業の地域リーダー養成セミナーがこれから6回にかけてされます。これは対象が男性も女性もということだと思いますが日程及び時間帯も木曜日でシリーズ化という印象を受けるのですが同じ人が6回受けていただく主旨ですか。

(事務局)

6回ございますが、すべて6回受けていただく必要はございません。自分の興味のある講座に出ただいただければ結構です。

(委員)

10時から12時ですので対象はどこでしょうか。就業者はなかなか受講しづらいと思いますので。

(事務局)

対象は市内在住、在勤、在学の方となっております。委員がおっしゃったように男性の方については土曜、日曜の方があると思います。この講座につきましては、木曜日ということにさせていただいております。男性の方にも参加ということで、条件が厳しいわけでございます。

(委員)

やってみることが大事だと思いますのでしっかりやっていただきたいと思います。

(議長)

対象者と日時ですが、他にも男性対象のものがあると思いますが、6ページはパパが対象になっていると思います。

(事務局)

男性も対象という講座につきましては、土日に設定させていただいている講座が主でございます。

(委員)

先ほどから男性をどうやってきていただくかですが、男性のための料理教室とか何か役に立つようなものをしていただけたらなと思っております。今回、男性の意識改革でAからBになったということで、パネル展を実施したと書かれております。パネル展も人権の関係で私どものところでもさせていただいておりますが、検証が難しいと感じるところでございます。1ページのパネル展の関係でもAになっておりますが、アンケートを実施するなどの検証をされておられますか。

(事務局)

パネル展に関してのアンケート調査などは行っておりません。今後、参考にさせていただきます。

(委員)

私どもも何かに付随してパネル展をしておりますので、大元でアンケートをとるのでパネル展のこともお聞きするようにはしているのですが感想も少なく、苦慮しているところでございます。

(委員)

31ページの男女共同参画の視点に立った事業の問題点の中で、具体的な方策と書いてありますが、この具体的な方策とはどういうことをお考えですか。それと2段目の資格を持っている女性の資格とはどういうもの何でしょうか。

(人事課長補佐)

管理職の登用につきましては、女性職員には、どうしても家事があり、管理職になりますと責任が大きいということで時間外を含めた勤務時間が長くなる、また家事を理由に仕事を空けることが困難であるという意

識があります。女性職員は、係長まではなるが、課長補佐以上の管理職になるという時には、昇格試験を設けておりますが、二の足を踏んでしまう現状がございます。この中で、これを無くしていくにはどうしての
かは、まず仕事の分担をきっちりすることが重要と考えています。必ずしも管理職がすべてをしなければなら
ないということではありません。そのフォローを係長が中心になってやっていくという、組織全体でカバーし
ていく体制をどのように作っていくのか、それに対して女性職員がそうした体制であればチャレンジしてみよ
うといった意識を改革していくということが大事なのかなと思います。まずは全職員について時間外勤務
を削減することによってワーク・ライフ・バランスを充実させていくといったところから始めていく、そして職
員の意識を改革していく中で、結果的に管理職になろうという女性の職員が増えていく形になっていけば
良いのかなと人事課では考えております。

(議長)

それは受験資格の問題ではないような気がしますが。今のは昇任受験資格ですか。

(人事課長補佐)

管理職の資格につきましては一定の年数を経るというのがあります。男女雇用機会均等法ができて、
今はだんだん女性職員が増えてきていますが、まだ管理職への試験を受ける世代においては、男性職員
の方が多く、受験資格を有する女性は少ないです。31ページの資格をもっているというのは、特定の専門
的な資格ではなくて、勤続年数による受験資格ということです。

(議長)

この問題は後ほど説明あるかもわかりませんが、女性活躍推進法にかかってまいりますので、これから
色々吟味していかなければならないのかなと思います。

(委員)

見せていただいております資料が良くまとまっており、わかりやすいです。なので今日は何のご意見もご
ざいませぬ。良く理解できる資料をいただいて感謝申し上げます。

(議長)

私も冒頭申し上げましたように、非常にわかりやすい資料をお作りいただいていると思っております。

(委員)

市民代表委員ですので、委員と同じように市役所の幹部の方の面接を受けました。去年も言おうと思いま
したが、苦言として言わしていただきたいです。審議会のあり方です。召集文書は第1回となっております。
もし外部の人、市民だよりで載せたら第1回開かれました。2回目は確実あつて3回目と誤解を受けるので
は。というのは、ある程度予算をして、こういう膨大な資料を作ってたつた2時間の中で審議して、せつかく時
間、資金を投入して計画、実行して評価という風に組織では流れていきます。そしたら審議会はこの1回だ
けで、PDCA が本当に流れて行っているのでしょうか。

(事務局)

今年度の審議会は1回の予定でございます。現在のプランが29年最終年になりますが、来年度は意識
調査をさせていただいた中で、作成を進めていきたいと考えております。その時には3回開催させていただ
いて色々意見をいただくという形をとらせていただきたいと思いますと考えております。今年度も予定は1回ですが、
審議会開催の必要性が出てきましたら、開催をお願いすることがございます。審議会で、私どもの方でまと
めさせていただきました冊子、これをご提案させていただいております。やはり、委員の意見をいただいた
中で、担当課の方で参考にし進めて行かなければならないと思っておりますので、いただいている意見は
次の施策を進めていく上で参考にさせていただきたいです。

(議長)

今、ご説明ありましたようにこの計画は29年度までの計画だそうです。30年度から新しい計画を作らないといけなくなると、市民の意識調査のような全般的にどういう風な状況なのか把握した上で、計画スケジュールになるのですよね。そういうことが始まりますと市民意識調査、計画策定となってきますと年1回では済まないで、多いところでは5回くらいありますが、そういう時にはかなりの数を開催することになると思います。その辺りは市のほうに判断していただきたいと思います。

それでは4のその他の方で説明ございますでしょうか。

(事務局)

それでは資料4をご覧ください。8月の下旬に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立したしまして、その内容につきまして簡単に説明させていただきます。8月下旬に成立しました同法律につきましては、女性が職業生活における活躍を推進し豊かで活力ある社会の実現をはかるため、基本原則として女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供、及びその活用と性別による固定的役割分担等を反映した職場環境が及ぼす影響の配慮が行われること、職業生活と家庭生活の両立をはかるために必要な環境の整備により職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことの3項目があげています。次の基本方針等の策定の中ですが、国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定すること、地方公共団体(都道府県、市町村)は国が策定した基本方針を勘案し、当該区域内における職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務として定められております。事業主行動計画の策定の中では国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定すること、国や地方公共団体、民間事業主労働者が300人以下のところは努力義務で、女性の活躍に関する状況の把握、①女性採用比率②勤続年数男女差③労働時間の状況④女性管理職比率等の改善すべき事情について分析を行い、その状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられております。最後に女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置といたしまして国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこと、地方公共団体は相談・助言等に努めることとすると定められております。その他ではこの法律の施行については事業主行動計画の策定については平成28年4月1日施行でその他は原則公布日施行となっております。また10年間の時限立法となっております。橿原市ではこの法律の施行を踏まえまして、女性の職業生活における活躍の推進計画につきましては、現在平成29年度までの計画期間中で「橿原市男女共同参画行動計画改訂版～にじプランセカンドステージ～」の次期計画の見直しにあわせまして、女性の職業生活の活躍の推進計画の内容を盛り込んだ行動計画を策定することとしております。厚生労働省の見解といたしましても、行動計画に必要な事項を盛り込むことで推進計画に代えることができると県から聞いております。また市内の事業所にこの法律の周知をはかり、女性活躍の状況の把握、課題分析、行動計画策定の届出、情報公開等を行うことがある旨の啓発をすると共に奈良労働局が基本的に行うということですが、市町村も一緒になって啓発しますが、女性の職業生活における活躍の推進については市民の理解を得るということが大事でございますので、必要な啓発を行ってまいりたいと思います。以上が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要でございます。

(議長)

これは法律でやっていかなければならないことがたくさん出てきます。先ほど管理職のご質問がございましたが、地方公共団体では推進計画を策定していくことになると思いますし、市内の事業所に対して努力義務のところはありますが、300人を超えるところは作らなければならないという動きは出てくると思います。さきほどの次期計画の中に法律に係る部分を盛り込んでいきたいということですね。DV法の盛り込み

方になると思いますが、次期に議論すれば良いと思います。これは概要中の概要みたいなもので、もう少し詳細なご説明があれば良いですが、できれば審議会の委員の皆さんには知っていただいた方が良いでしょう。

(事務局)

国の方も基本方針等も出てきている部分がございます。まだ途中過程のところもございますので、全部出てきた段階でご報告させていただきたいです。

(議長)

それでは第1回の男女共同参画審議会を終わらせていただきます。